

静岡県告示第657号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年11月10日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月10日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
135号	伊東市川奈字東鬼ヶ窪1225番の397から 伊東市川奈字東鬼ヶ窪1257番の535まで	令和5年11月10日